

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行にともなう健康福祉部関係条例要綱案について

1. 概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第1次一括法・第2次一括法)の施行による「生活保護法」「老人福祉法」「介護保険法」「社会福祉法」「障害者自立支援法」「児童福祉法」「医療法」の改正に伴い、省令により定められていた基準の一部が、地方自治体の条例へ委任されることとなったことから、基準条例を定めようとするものです。

2. 条例制定の考え方

(1) 基準設定の類型による場合

県で基準を定めるに当たっては、3類型が示されており、「従うべき基準」については、同基準に従うこととし、「標準」「参酌すべき基準」についても、これと異なる独自基準を定めるべき特段の事情が認められないものについては、同基準のとおりとする。

ただし、以下の2項目については、省令とは異なる基準を定める。

【参考】

基準の種類	内 容
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
標準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの
参酌すべき基準	地方公共団体が十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

① 児童福祉施設の設備および運営に関する基準

■ 乳児院、保育所および児童養護施設の職員配置の向上

乳幼児の心身の健全な発達のため、施設の職員配置について、設置者が基準を超えて、乳幼児の保護に直接従事する職員を配置するよう努めることを定める。

〈参考：現行の保育所の保育士配置基準[従うべき基準]〉

- 0歳児 乳児3人につき1人
- 1・2歳児 幼児6人につき1人
(県単独補助で5人につき1人)
- 3歳児 幼児20人につき1人
- 4・5歳児 幼児30人につき1人

②障害福祉サービスの事業等の設備および運営に関する基準

■施設の規模

日中活動の場の充実を促進するため、次の各サービスについては、施設の規模は原則として、省令の基準(標準)どおり20人以上とするが、一定の要件のもとで10人以上とすることができることを定める。

- 生活介護
- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援B

(2)県で独自に定める基準

以下については、国の基準では規定されていないが、本県独自の基準として定めることとする。

共通して定める独自基準

以下の事項については、国の基準上、施設類型によって定められていたり、定められていなかったりするものがあるため、共通の基準として規定することとする。

ア 人権への配慮

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保することを定める。

イ 非常災害対策

非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを定める。

ウ 秘密保持

利用者または家族にかかる情報の秘密保持について規定することを定める。

3. 施行日 平成25年4月1日(予定)

4. 中核市(大津市)での条例制定

12月市議会において、県と同様に関係条例を上程予定

5. 一覧

※については、現行基準で既に規定

番号	① 条例名	②基準の種類			⑥ 独自に定める基準	⑦共通して定める独自基準			所管所属	頁数
		③ 従うべき 基準	④ 標準	⑤ 参酌 すべき 基準		⑧ 人権への 配慮	⑨ 非常災害 対策	⑩ 秘密保持		
1	(仮称)滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例	現行基準 に同じ	現行基準 に同じ	現行基準 に同じ	—	○	○	○	健康福祉政策課	7
2	(仮称)滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	—	○	○	※	医療福祉推進課	9
3	(仮称)滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	—	○	○	※	医療福祉推進課	11
4	(仮称)滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	—	○	○	※	医療福祉推進課	13
5	(仮称)滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	—	○	○	※	医療福祉推進課	15
6	(仮称)滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	—	○	○	※	医療福祉推進課	17
7	(仮称)滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	—	○	○	※	医療福祉推進課	19

番号	① 条例名	②基準の種類			⑥ 独自に定める基準	⑦共通して定める独自基準			所管所属	頁数
		③ 従うべき 基準	④ 標準	⑤ 参酌 すべき 基準		⑧ 人権への 配慮	⑨ 非常災害 対策	⑩ 秘密保持		
8	(仮称)滋賀県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例	現行基準 に同じ	現行基準 に同じ	現行基準 に同じ	—	○	○	※	医療福祉推進課	21
9	(仮称)滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	—	○	○	※	医療福祉推進課	23
10	(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	—	※	○	※	障害福祉課	25
11	(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例	〃	施設の 規模は ⑥を 参照 その他は 現行基準 に同じ	〃	■施設の規模 次の各サービスについては、施設の規模は原則として、省令の基準(標準)どおり20人以上とするが、一定の要件のもとで10人以上とすることができることを定める。 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B)	※	○	※	障害福祉課	27
12	(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例	〃	現行基準 に同じ	〃	—	※	○	※	障害福祉課	31
13	(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	—	※	○	※	障害福祉課	33
14	(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	—	※	○	※	障害福祉課	35

番号	① 条例名	②基準の種類			⑥ 独自に定める基準	⑦共通して定める独自基準			所管所属	頁数
		③ 従うべき 基準	④ 標準	⑤ 参酌 すべき 基準		⑧ 人権への 配慮	⑨ 非常災害 対策	⑩ 秘密保持		
15	(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例	現行基準 に同じ	現行基準 に同じ	現行基準 に同じ	-	※	○	※	障害福祉課	37
16	(仮称)滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	-	※	○	※	障害福祉課	39
17	(仮称)滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	-	※	○	※	障害福祉課	41
18	(仮称)滋賀県医療法施行条例	〃	-	〃	-	-	-	-	医務薬務課	43
19	(仮称)滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	職員 配置の 向上を 明記 ⑥を 参照 その他は 現行基準 に同じ	<p>■乳児院、保育所および児童養護施設の職員配置の向上 施設の職員配置について、設置者が、乳幼児の心身の健全な発達のため、基準を超えて、乳幼児の保護に直接従事する職員を配置するよう努めることを定める。 〈参考：現行の保育所の保育士配置基準〔従うべき基準〕〉</p> <p>0歳児 乳児3人につき1人 1・2歳児 幼児6人につき1人 (県単独補助で5人につき1人) 3歳児 幼児20人につき1人 4・5歳児 幼児30人につき1人</p>	○	○	※	子ども・青少年局 障害福祉課	45
20	(仮称)滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	現行基準 に同じ	-	○	○	※	子ども・青少年局	49

(仮称)滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備
および運営に関する基準を定める条例要綱案

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)の施行により、「生活保護法」(昭和25年法律第144号)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の整備及び運営に関する最低基準」(昭和41年厚生労働省令第18号))で定めていた保護施設等の設備および運営等に関する基準について、地方公共団体が条例を制定するものです。

つきましては、条例の制定内容について、多くの県民のみなさまからのご意見・情報を募集しますので、下記によりご意見・情報をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、整理した上で公表することとしております。個々のご意見・情報は直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

■ 公 表 資 料 ■

- 「(仮称)滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例」要綱案
- (参考)生活保護法(昭和25年法律第144号)
- (参考)救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の整備及び運営に関する最低基準(昭和41年厚生労働省令第18号)

1. ご意見・情報の募集期間

平成24年(2012年)9月20日(木)～10月19日(金)まで

2. 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、健康福祉政策課、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3. ご意見・情報の提出方法

- (1)郵 送 〒520-8577(住所の記載は不要)
滋賀県健康福祉部健康福祉政策課
- (2)ファックス 077-528-4850
- (3)電子メール ea00@pref.shiga.lg.jp

4. 提出・お問い合わせ先

滋賀県健康福祉部健康福祉政策課 保護・援護担当
電 話 077-528-3513(直通)
ファックス 077-528-4850

5. その他

- (1)ご意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。(ご意見・情報以外の内容は、公表しません)
- (2)ご意見・情報は、日本語で提出して下さい。
- (3)電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。

(仮称)「滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例」要綱案

1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の施行により、「生活保護法」(昭和25年法律第144号)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の整備及び運営に関する最低基準」(昭和41年厚生労働省令第18号))で定めていた保護施設等の設備および運営等に関する基準について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。(施行予定日:平成25年4月1日)

2. (仮称)「滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例」の制定内容(案)

(1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、生活保護法に基づく保護施設であり、その種類は救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設となります。

※大津市(中核市)の所管に属する保護施設は除きます。

(2) 県独自条例の規定

ア 設置者の責務として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保することを規定します。

県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により施設における責任体制を明確にするとともに、従業者に対する研修の実施について、責任者の責務として規定することとします。

イ 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

ウ 業務上知り得た利用者および家族の秘密を漏らさないこと、およびその必要な措置を講ずることを規定します。

県の考え方

社会福祉従事者としての守秘義務の重要性に鑑み、他の社会福祉施設と同様の規定を設けることとします。

(3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

**(仮称)滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する
基準を定める条例要綱案**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 37 号)の施行により、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(昭和 41 年厚生省令第 19 号))で定めていた養護老人ホームの設備および運営に関する基準について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

つきましては、条例の制定内容について、多くの県民のみなさまからのご意見・情報を収集しますので、下記によりご意見・情報をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、整理した上で公表することとしております。個々のご意見・情報は直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

■ 公 表 資 料 ■

- (仮称)滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例要綱案
- (参考)老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号) (抜粋)
- (参考)養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和 41 年厚生省令第 19 号)

1. ご意見・情報の募集期間

(案)平成 24 年(2012 年)9 月 20 日(木)～10 月 19 日(金)まで

2. 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、医療福祉推進課、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3. ご意見・情報の提出方法

- (1)郵 送 〒520-8577(住所の記載は不要)
滋賀県健康福祉部医療福祉推進課
- (2)ファックス 077-528-4851
- (3)電子メール e d 00@pref. shiga. lg. jp

4. 提出・お問い合わせ先

滋賀県健康福祉部医療福祉推進介護保険室指導担当
電 話 077-528-3523(直通)
ファックス 077-528-4851

5. その他

- (1)ご意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。(ご意見・情報以外の内容は、公表しません)
- (2)ご意見・情報は、日本語で提出して下さい。
- (3)電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。

(仮称)「滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例」要綱案

1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)の施行により、老人福祉法(昭和38年法律第133号)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(昭和41年厚生省令第19号。以下「国基準」という。))で定めていた養護老人ホームの設備および運営に関する基準について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。(施行予定日:平成25年4月1日)

2. (仮称)「滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例」の制定内容(案)

(1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、老人福祉法に基づく養護老人ホームです。
※大津市(中核市)の所管に属する養護老人ホームは除きます。

(2) 県条例独自の規定

ア 設置者の責務として、入所(居)者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保することを規定します。

県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により施設における責任体制を明確にするとともに、従業者に対する研修の実施について、設置者の責務として規定することとします。

イ 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力をを行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

(3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

**(仮称)滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する
基準を定める条例要綱案**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 37 号)の施行により、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 46 号))で定めていた特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

つきましては、条例の制定内容について、多くの県民のみなさまからのご意見・情報を収集しますので、下記によりご意見・情報をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、整理した上で公表することとしております。個々のご意見・情報は直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承をお願いします。

■ 公 表 資 料 ■

- (仮称)滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例要綱案
- (参考)老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)(抜粋)
- (参考)特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 46 号)

1. ご意見・情報の募集期間

(案)平成 24 年(2012 年)9 月 20 日(木)～10 月 19 日(金)まで

2. 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、医療福祉推進課、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3. ご意見・情報の提出方法

- (1) 郵 送 〒520-8577(住所の記載は不要)
滋賀県健康福祉部医療福祉推進課
- (2) ファックス 077-528-4851
- (3) 電子メール ed00@pref.shiga.lg.jp

4. 提出・お問い合わせ先

滋賀県健康福祉部医療福祉推進介護保険室指導担当
電 話 077-528-3523(直通)
ファックス 077-528-4851

5. その他

- (1) ご意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。(ご意見・情報以外の内容は、公表しません)
- (2) ご意見・情報は、日本語で提出して下さい。
- (3) 電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。

(仮称)「滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例」要綱案

1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)の施行により、老人福祉法(昭和38年法律第133号)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第46号。以下「国基準」という。))で定めていた特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。(施行予定日：平成25年4月1日)

2. (仮称)「滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例」の制定内容(案)

(1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、老人福祉法に基づく特別養護老人ホームです。
※大津市(中核市)の所管に属する特別養護老人ホームは除きます。

(2) 県条例独自の規定

ア 設置者の責務として、入所(居)者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保することを規定します。

県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により施設における責任体制を明確にするとともに、従業者に対する研修の実施について、設置者の責務として規定することとします。

イ 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

(3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

【参考】

(特別養護老人ホームの居室の定員)

「定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。」

(注1)ユニット型、地域密着型、ユニット型地域密着型の各特別養護老人ホームにおいて同じ。

(注2)条例施行日前から存する特別養護老人ホームおよび地域密着型特別養護老人ホームについては、居室の定員は「4人以下」となります。ただし、条例施行日以後に増築され、または全面的に改築された部分は除きます。

**(仮称)滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営
に関する基準を定める条例要綱案**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 37 号)および介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 72 号)の施行により、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 37 号))で定めていた指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準等について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

つきましては、条例の制定内容について、多くの県民のみなさまからのご意見・情報を収集しますので、下記によりご意見・情報をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、整理した上で公表することとしております。個々のご意見・情報は直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

■ 公 表 資 料 ■

- (仮称)滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例要綱案
- (参考)介護保険法(平成 9 年法律第 123 号) (抜粋)
- (参考)介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号) (抜粋)
- (参考)指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)

1. ご意見・情報の募集期間

(案)平成 24 年(2012 年)9 月 20 日(木)～10 月 19 日(金)まで

2. 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、医療福祉推進課、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3. ご意見・情報の提出方法

- (1)郵 送 〒520-8577(住所の記載は不要)
滋賀県健康福祉部医療福祉推進課
- (2)ファックス 077-528-4851
- (3)電子メール ed00@pref.shiga.lg.jp

4. 提出・お問い合わせ先

滋賀県健康福祉部医療福祉推進介護保険室指導担当
電 話 077-528-3523(直通)
ファックス 077-528-4851

5. その他

- (1)ご意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。(ご意見・情報以外の内容は、公表しません)
- (2)ご意見・情報は、日本語で提出して下さい。
- (3)電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。

(仮称)「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」要綱案

1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)および介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)の施行により、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号。以下「国基準」という。))で定めていた指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準等について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

(施行予定日：平成25年4月1日)

2. (仮称)「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」の目次(要)

(1) 条例の対象となる事業

この条例の対象となる事業は、介護保険法に基づく指定居宅サービスおよび基準該当居宅サービスです。

※大津市(中核市)の所管に属する事業所により行われる事業を除きます。

(2) 県条例独自の規定

ア 事業者の責務として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保することを規定します。

県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により事業所における責任体制を明確にするとともに、従業者に対する研修の実施について、事業者の責務として規定することとします。

イ 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

(3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)で定める基準を含む。以下「国基準等」という。)と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

国基準等に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準等と同一の基準とします。

**(仮称)滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営
ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準を定める条例要綱案**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 37 号)および介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 72 号)の施行により、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 35 号))で定めていた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

つきましては、条例の制定内容について、多くの県民のみなさまからのご意見・情報を募集しますので、下記によりご意見・情報をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、整理した上で公表することとしております。個々のご意見・情報は直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

■ 公 表 資 料 ■

- (仮称)滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例要綱案
- (参考)介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)(抜粋)
- (参考)介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)(抜粋)
- (参考)指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)

1. ご意見・情報の募集期間

(案)平成 24 年(2012 年)9 月 20 日(木)～10 月 19 日(金)まで

2. 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、医療福祉推進課、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3. ご意見・情報の提出方法

(1)郵 送 〒520-8577(住所の記載は不要)
滋賀県健康福祉部医療福祉推進課

(2)ファックス 077-528-4851

(3)電子メール ed00@pref.shiga.lg.jp

4. 提出・お問い合わせ先

滋賀県健康福祉部医療福祉推進介護保険室指導担当

電 話 077-528-3523(直通)

ファックス 077-528-4851

5. その他

- (1)ご意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。(ご意見・情報以外の内容は、公表しません)
- (2)ご意見・情報は、日本語で提出して下さい。
- (3)電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。

(仮称)「滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」要綱案

1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)および介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)の施行により、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号。以下「国基準」という。))で定めていた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。(施行予定日:平成25年4月1日)

2. (仮称)「滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の目的(3)

(1) 条例の対象となる事業

この条例の対象となる事業は、介護保険法に基づく指定介護予防サービスおよび基準該当介護予防サービスです。

※大津市(中核市)の所管に属する事業所により行われる事業を除きます。

(2) 県条例独自の規定

ア 事業者の責務として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保することを規定します。

県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により事業所における責任体制を明確にするとともに、従業者に対する研修の実施について、事業者の責務として規定することとします。

イ 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

(3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)に定める基準を含む。以下「国基準等」という。)と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

国基準等に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準等と同一の基準とします。

**(仮称)滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備および
運営に関する基準を定める条例要綱案**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)および介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)の施行により、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第39号))で定めていた指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準ならびに法で定めていた指定介護老人福祉施設の入所定員について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

つきましては、条例の制定内容について、多くの県民のみなさまからのご意見・情報を募集しますので、下記によりご意見・情報をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、整理した上で公表することとしております。個々のご意見・情報は直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承をお願いします。

■ 公 表 資 料 ■

○(仮称)滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める
条例要綱案

○(参考)介護保険法(平成9年法律第123号)(抜粋)

○(参考)指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)

1. ご意見・情報の募集期間

(案)平成24年(2012年)9月20日(木)～10月19日(金)まで

2. 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、医療福祉推進課、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所
行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3. ご意見・情報の提出方法

- (1)郵 送 〒520-8577(住所の記載は不要)
滋賀県健康福祉部医療福祉推進課
- (2)ファックス 077-528-4851
- (3)電子メール ed00@pref.shiga.lg.jp

4. 提出・お問い合わせ先

滋賀県健康福祉部医療福祉推進介護保険室指導担当
電 話 077-528-3523(直通)
ファックス 077-528-4851

5. その他

- (1)ご意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記して
ください。(ご意見・情報以外の内容は、公表しません)
- (2)ご意見・情報は、日本語で提出して下さい。
- (3)電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。

(仮称)「滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」要綱案

1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)および介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)の施行により、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第39号。以下「国基準」という。))で定めていた指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準および法で定めていた指定介護老人福祉施設の入所定員について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。(施行予定日:平成25年4月1日)

2. (仮称)「滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」の制定内容(案)

(1) 条例の対象となる事業

この条例の対象となる施設は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設です。
※大津市(中核市)の所管に属する指定介護老人福祉施設は除きます。

(2) 県条例独自の規定

ア 開設者の責務として、入所(居)者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保することを規定します。

県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により施設における責任体制を明確にするとともに、従業者に対する研修の実施について、開設者の責務として規定することとします。

イ 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

(3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。
なお、法に規定する条例で定める指定介護老人福祉施設の入所定員は、現行どおり30人以上とすることとします。

県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。また、施設の入所定員についても、これまでと異なる定員を定める特段の合理性や地域の事情も認められません。

【参考】(指定介護老人福祉施設の居室の定員)

「定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。」

(注)条例施行日前から存する指定介護老人福祉施設(ユニット型を除く。)は、居室の定員は「4人以下」となります。ただし、条例施行日以後に増築され、または全面的に改築された部分は除きます。

**(仮称)滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設および設備
ならびに運営に関する基準を定める条例要綱案**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)の施行により、介護保険法(平成9年法律第123号)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年厚生省令第40号))で定めていた介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

つきましては、条例の制定内容について、多くの県民のみなさまからのご意見・情報を募集しますので、下記によりご意見・情報をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、整理した上で公表することとしております。個々のご意見・情報は直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

■ 公 表 資 料 ■

- (仮称)滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例要綱案
- (参考)介護保険法(平成9年法律第123号)(抜粋)
- (参考)介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)

1. ご意見・情報の募集期間

(案)平成24年(2012年)9月20日(木)～10月19日(金)まで

2. 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、医療福祉推進課、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3. ご意見・情報の提出方法

- (1)郵 送 〒520-8577(住所の記載は不要)
滋賀県健康福祉部医療福祉推進課
- (2)ファックス 077-528-4851
- (3)電子メール ed00@pref.shiga.lg.jp

4. 提出・お問い合わせ先

滋賀県健康福祉部医療福祉推進介護保険室指導担当
電 話 077-528-3523(直通)
ファックス 077-528-4851

5. その他

- (1)ご意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。(ご意見・情報以外の内容は、公表しません)
- (2)ご意見・情報は、日本語で提出して下さい。
- (3)電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。

(仮称)「滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例」要綱案

1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)の施行により、介護保険法(平成9年法律第123号)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年厚生省令第40号。以下「国基準」という。))で定めていた介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。(施行予定日:平成25年4月1日)

2. (仮称)「滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例」の制定内容(案)

(1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、介護保険法に基づく介護老人保健施設です。
※大津市(中核市)の所管に属する介護老人保健施設を除きます。

(2) 県条例独自の規定

ア 開設者の責務として、入所(居)者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保することを規定します。

県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により施設における責任体制を明確にするとともに、従業者に対する研修の実施について、開設者の責務として規定することとします。

イ 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

(3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。
なお、療養室、診察室および機能訓練室ならびに医師および看護師の員数の基準は、これまでどおり国が基準を定めるため、条例の対象外となります。

県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

(仮称)滋賀県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例要綱案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)の施行により、介護保険法(平成9年法律第123号)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第41号))で定めていた指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営に関する基準について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

つきましては、条例の制定内容について、多くの県民のみなさまからのご意見・情報を募集しますので、下記によりご意見・情報をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、整理した上で公表することとしております。個々のご意見・情報は直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

■ 公 表 資 料 ■

- (仮称)滋賀県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例要綱案
- (参考)介護保険法(平成9年法律第123号)(抜粋)
- (参考)健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)

1. ご意見・情報の募集期間

(案)平成24年(2012年)9月20日(木)～10月19日(金)まで

2. 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、医療福祉推進課、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3. ご意見・情報の提出方法

- (1)郵 送 〒520-8577(住所の記載は不要)
滋賀県健康福祉部医療福祉推進課
- (2)ファックス 077-528-4851
- (3)電子メール ed00@pref.shiga.lg.jp

4. 提出・お問い合わせ先

滋賀県健康福祉部医療福祉推進介護保険室指導担当
電 話 077-528-3523(直通)
ファックス 077-528-4851

5. その他

- (1)ご意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。(ご意見・情報以外の内容は、公表しません)
- (2)ご意見・情報は、日本語で提出して下さい。
- (3)電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。

(仮称)「滋賀県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」要綱案

1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)の施行により、介護保険法(平成9年法律第123号)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第41号。以下「国基準」という。))で定めていた指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営に関する基準について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

(施行予定日：平成25年4月1日)

2. (仮称)「滋賀県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」の制定内容(2)

(1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設です。
※大津市(中核市)の所管に属する指定介護療養型医療施設を除きます。

(2) 県条例独自の規定

ア 開設者の責務として、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保することを規定します。

県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により施設における責任体制を明確にするとともに、従業者に対する研修の実施について、開設者の責務として規定することとします。

イ 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力をを行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

(3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

**(仮称)滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備および運営に関する
基準を定める条例要綱案**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 105 号)の施行により、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成 20 年厚生労働省令第 107 号))で定めていた軽費老人ホームの設備および運営に関する基準について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

つきましては、条例の制定内容について、多くの県民のみなさまからのご意見・情報を募集しますので、下記によりご意見・情報をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、整理した上で公表することとしております。個々のご意見・情報は直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

■ 公 表 資 料 ■

- (仮称)滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例要綱案
- (参考)社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)(抜粋)
- (参考)軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 20 年厚生労働省令第 107 号)

1. ご意見・情報の募集期間

(案)平成 24 年(2012 年)9 月 20 日(木)～10 月 19 日(金)まで

2. 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、医療福祉推進課、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3. ご意見・情報の提出方法

- (1)郵 送 〒520-8577(住所の記載は不要)
滋賀県健康福祉部医療福祉推進課
- (2)ファックス 077-528-4851
- (3)電子メール ed00@pref.shiga.lg.jp

4. 提出・お問い合わせ先

滋賀県健康福祉部医療福祉推進介護保険室指導担当
電 話 077-528-3523(直通)
ファックス 077-528-4851

5. その他

- (1)ご意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。(ご意見・情報以外の内容は、公表しません)
- (2)ご意見・情報は、日本語で提出して下さい。
- (3)電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。

(仮称)「滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例」要綱案

1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の施行により、社会福祉法(昭和26年法律第45号)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成20年厚生労働省令第107号。以下「国基準」という。))で定めていた軽費老人ホームの設備および運営に関する基準について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。(施行予定日:平成25年4月1日)

2. (仮称)「滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例」の制定内容 (案)

(1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、老人福祉法に基づく軽費老人ホームです。
※大津市(中核市)の所管に属する軽費老人ホームを除きます。

(2) 県条例独自の規定

ア 設置者の責務として、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保することを規定します。

県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により施設における責任体制を明確にするとともに、職員に対する研修の実施について、設置者の責務として規定することとします。

イ 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

(3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の
人員、設備および運営に関する基準を定める条例要綱案

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)の施行により、「障害者自立支援法」(平成17年法律第123号)が一部改正され、これまで国が一律に障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の人員、設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号))で定めていた基準について、地方公共団体が条例を制定するものです。

つきましては、条例の制定内容について、多くの県民のみなさまからのご意見・情報を募集しますので、下記によりご意見・情報をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、整理した上で公表することとしております。個々のご意見・情報は直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

■ 公 表 資 料 ■

- 「(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」要綱案
- (参考) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)
- (参考) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の人員、設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)

1. ご意見・情報の募集期間

平成24年(2012年)9月20日(木)～10月19日(金)まで

2. 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、障害福祉課、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3. ご意見・情報の提出方法

- (1)郵 送 〒520-8577(住所の記載は不要)
滋賀県健康福祉部障害福祉課
- (2)ファックス 077-528-4853
- (3)電子メール ec00@pref.shiga.lg.jp

4. 提出・お問い合わせ先

滋賀県健康福祉部障害福祉課 企画調整担当
電 話 077-528-3541(直通)
ファックス 077-528-4853

5. その他

- (1)ご意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。(ご意見・情報以外の内容は、公表しません)
- (2)ご意見・情報は、日本語で提出して下さい。
- (3)電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。

(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の

人員、設備および運営に関する基準を定める条例要綱案

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立による障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の一部改正により、これまで国が一律に省令(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の人員、設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号))で定めていた基準を踏まえ条例で定めることに伴い、(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例を制定します。(施行予定日:平成25年4月1日)

2 (仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の制定内容(案)

(1)条例の対象となる施設

この条例の対象となるのは、次の指定障害福祉サービス事業です。

- ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護および行動援護
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 短期入所
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 共同生活介護
- ・ 自立訓練(機能訓練)
- ・ 自立訓練(生活訓練)
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援A型
- ・ 就労継続支援B型
- ・ 共同生活援助

(2)県条例独自の規定

ア 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

(3)その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の
設備および運営に関する基準を定める条例要綱案

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)の施行により、「障害者自立支援法」(平成17年法律第123号)が一部改正され、これまで国が一律に障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号))で定めていた基準について、地方公共団体が条例を制定するものです。

つきましては、条例の制定内容について、多くの県民のみなさまからのご意見・情報を募集しますので、下記によりご意見・情報をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、整理した上で公表することとしております。個々のご意見・情報は直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

■ 公 表 資 料 ■

- 「(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例」要綱案
- (参考) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)
- (参考) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)

1. ご意見・情報の募集期間

平成24年(2012年)9月20日(木)～10月19日(金)まで

2. 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、障害福祉課、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3. ご意見・情報の提出方法

- (1)郵 送 〒520-8577(住所の記載は不要)
滋賀県健康福祉部障害福祉課
- (2)ファックス 077-528-4853
- (3)電子メール ec00@pref.shiga.lg.jp

4. 提出・お問い合わせ先

滋賀県健康福祉部障害福祉課 企画調整担当
電 話 077-528-3541(直通)
ファックス 077-528-4853

5. その他

- (1)ご意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。(ご意見・情報以外の内容は、公表しません)
- (2)ご意見・情報は、日本語で提出して下さい。
- (3)電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。

(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の

設備および運営に関する基準を定める条例要綱案

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立による障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の一部改正により、これまで国が一律に省令(障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号))で定めていた基準を踏まえ条例で定めることに伴い、(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例を制定します。(施行予定日:平成25年4月1日)

2 (仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の制定内容(案)

(1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となるのは、次の指定障害福祉サービス事業です。

- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 自立訓練(機能訓練)
- ・ 自立訓練(生活訓練)
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援A型
- ・ 就労継続支援B型

(2) 県条例独自の規定

ア 次の各サービスについては、施設の規模は原則として、省令の基準(標準)どおり20人以上とするが、一定の要件のもとで10人以上とすることができることを定める。

- ・ 生活介護
- ・ 自立訓練
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援B

県の考え方

特別支援学校卒業生の急増など、地域における日中活動の場の充実が求められている現状に鑑み、各サービス事業所が現行よりも小規模で開設できるようにすることで、事業所の負担を軽減し、日中活動の場の整備を促進することなどを目的として規定することとします。

イ 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

(3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の
人員、設備および運営に関する基準を定める条例要綱案

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)の施行により、「障害者自立支援法」(平成17年法律第123号)が一部改正され、これまで国が一律に障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号))で定めていた基準について、地方公共団体が条例を制定するものです。

つきましては、条例の制定内容について、多くの県民のみなさまからのご意見・情報を募集しますので、下記によりご意見・情報をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、整理した上で公表することとしております。個々のご意見・情報は直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

■ 公 表 資 料 ■

- 「(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」要綱案
- (参考) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)
- (参考) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号)

1. ご意見・情報の募集期間

平成24年(2012年)9月20日(木)～10月19日(金)まで

2. 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、障害福祉課、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3. ご意見・情報の提出方法

- (1)郵 送 〒520-8577(住所の記載は不要)
滋賀県健康福祉部障害福祉課
- (2)ファックス 077-528-4853
- (3)電子メール ec00@pref.shiga.lg.jp

4. 提出・お問い合わせ先

滋賀県健康福祉部障害福祉課 企画調整担当
電 話 077-528-3541(直通)
ファックス 077-528-4853

5. その他

- (1)ご意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。(ご意見・情報以外の内容は、公表しません)
- (2)ご意見・情報は、日本語で提出して下さい。
- (3)電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。

(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の

人員、設備および運営に関する基準を定める条例要綱案

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立による障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の一部改正により、これまで国が一律に省令(障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号))で定めていた基準を踏まえ条例で定めることに伴い、(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例を制定します。(施行予定日:平成25年4月1日)

2 (仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の制定内容(案)

(1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、障害者支援施設です。

(2) 県条例独自の規定

ア 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

(3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の
設備および運営に関する基準を定める条例要綱案

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)の施行により、「障害者自立支援法」(平成17年法律第123号)が一部改正され、これまで国が一律に障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号))で定めていた基準について、地方公共団体が条例を制定するものです。

つきましては、条例の制定内容について、多くの県民のみなさまからのご意見・情報を募集しますので、下記によりご意見・情報をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、整理した上で公表することとしております。個々のご意見・情報は直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

■ 公 表 資 料 ■

- 「(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例」要綱案
- (参考) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)
- (参考) 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)

1. ご意見・情報の募集期間

平成24年(2012年)9月20日(木)～10月19日(金)まで

2. 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、障害福祉課、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3. ご意見・情報の提出方法

- (1)郵 送 〒520-8577(住所の記載は不要)
滋賀県健康福祉部障害福祉課
- (2)ファックス 077-528-4853
- (3)電子メール ec00@pref.shiga.lg.jp

4. 提出・お問い合わせ先

滋賀県健康福祉部障害福祉課 企画調整担当
電 話 077-528-3541(直通)
ファックス 077-528-4853

5. その他

- (1)ご意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。(ご意見・情報以外の内容は、公表しません)
- (2)ご意見・情報は、日本語で提出して下さい。
- (3)電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。

(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の

設備および運営に関する基準を定める条例要綱案

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立による障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の一部改正により、これまで国が一律に省令(障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号))で定めていた基準を踏まえ条例で定めることに伴い、(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例を制定します。(施行予定日:平成25年4月1日)

2 (仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の制定内容(案)

(1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、障害者支援施設です。

(2) 県条例独自の規定

ア 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

(3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの
設備および運営に関する基準を定める条例要綱案

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)の施行により、「障害者自立支援法」(平成17年法律第123号)が一部改正され、これまで国が一律に障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号))で定めていた基準について、地方公共団体が条例を制定するものです。

つきましては、条例の制定内容について、多くの県民のみなさまからのご意見・情報を募集します。下記によりご意見・情報をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、整理した上で公表することとしております。個々のご意見・情報は直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

■ 公 表 資 料 ■

- 「(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例」要綱案
- (参考) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)
- (参考) 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号)

1. ご意見・情報の募集期間

平成24年(2012年)9月20日(木)～10月19日(金)まで

2. 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、障害福祉課、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3. ご意見・情報の提出方法

- (1)郵 送 〒520-8577(住所の記載は不要)
滋賀県健康福祉部障害福祉課
- (2)ファックス 077-528-4853
- (3)電子メール ec00@pref.shiga.lg.jp

4. 提出・お問い合わせ先

滋賀県健康福祉部障害福祉課 企画調整担当
電 話 077-528-3541(直通)
ファックス 077-528-4853

5. その他

- (1)ご意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。(ご意見・情報以外の内容は、公表しません)
- (2)ご意見・情報は、日本語で提出して下さい。
- (3)電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。

(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの

設備および運営に関する基準を定める条例要綱案

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立による障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の一部改正により、これまで国が一律に省令(障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号))で定めていた基準を踏まえ条例で定めることに伴い、(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例を制定します。(施行予定日:平成25年4月1日)

2 (仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例の制定内容(案)

(1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、地域活動支援センターです。

(2) 県条例独自の規定

ア 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

(3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく福祉ホームの
設備および運営に関する基準を定める条例要綱案

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)の施行により、「障害者自立支援法」(平成17年法律第123号)が一部改正され、これまで国が一律に障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号))で定めていた基準について、地方公共団体が条例を制定するものです。

つきましては、条例の制定内容について、多くの県民のみなさまからのご意見・情報を募集しますので、下記によりご意見・情報をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、整理した上で公表することとしております。個々のご意見・情報は直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

■ 公 表 資 料 ■

- 「(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例」要綱案
- (参考) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)
- (参考) 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号)

1. ご意見・情報の募集期間

平成24年(2012年)9月20日(木)～10月19日(金)まで

2. 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、障害福祉課、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3. ご意見・情報の提出方法

- (1)郵 送 〒520-8577(住所の記載は不要)
滋賀県健康福祉部障害福祉課
- (2)ファックス 077-528-4853
- (3)電子メール ec00@pref.shiga.lg.jp

4. 提出・お問い合わせ先

滋賀県健康福祉部障害福祉課 企画調整担当
電 話 077-528-3541(直通)
ファックス 077-528-4853

5. その他

- (1)ご意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。(ご意見・情報以外の内容は、公表しません)
- (2)ご意見・情報は、日本語で提出して下さい。
- (3)電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。

**(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく福祉ホームの
設備および運営に関する基準を定める条例要綱案**

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立による障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の一部改正により、これまで国が一律に省令(障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号))で定めていた基準を踏まえ条例で定めることに伴い、(仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例を制定します。(施行予定日:平成25年4月1日)

2 (仮称)滋賀県障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の制定内容(案)

(1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、福祉ホームです。

(2) 県条例独自の規定

ア 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

(3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

(仮称)滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の
人員、設備および運営に関する基準を定める条例要綱案

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)の施行により、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)が一部改正され、これまで国が一律に児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備および運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号))で定めていた基準について、地方公共団体が条例を制定するものです。

つきましては、条例の制定内容について、多くの県民のみなさまからのご意見・情報を募集しますので、下記によりご意見・情報をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、整理した上で公表することとしております。個々のご意見・情報は直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

■ 公 表 資 料 ■

- 「(仮称)滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」要綱案
- (参考)児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- (参考)児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備および運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)

1. ご意見・情報の募集期間

平成24年(2012年)9月20日(木)～10月19日(金)まで

2. 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、障害福祉課、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3. ご意見・情報の提出方法

- (1)郵 送 〒520-8577(住所の記載は不要)
滋賀県健康福祉部障害福祉課
- (2)ファックス 077-528-4853
- (3)電子メール ec00@pref.shiga.lg.jp

4. 提出・お問い合わせ先

滋賀県健康福祉部障害福祉課 企画調整担当
電 話 077-528-3541(直通)
ファックス 077-528-4853

5. その他

- (1)ご意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。(ご意見・情報以外の内容は、公表しません)
- (2)ご意見・情報は、日本語で提出して下さい。
- (3)電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。

(仮称)滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の
人員、設備および運営に関する基準を定める条例要綱案

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立による児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の一部改正により、これまで国が一律に省令(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備および運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 16 号))で定めていた基準を踏まえ条例で定めることに伴い、(仮称)滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例を制定します。(施行予定日:平成 25 年 4 月 1 日)

2 (仮称)滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の制定内容(案)

(1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、障害児入所施設です。

(2) 県条例独自の規定

ア 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

(3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

(仮称)滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の
人員、設備および運営に関する基準を定める条例要綱案

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)の施行により、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)が一部改正され、これまで国が一律に児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の人員、設備および運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号))で定めていた基準について、地方公共団体が条例を制定するものです。

つきましては、条例の制定内容について、多くの県民のみなさまからのご意見・情報を募集しますので、下記によりご意見・情報をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、整理した上で公表することとしております。個々のご意見・情報は直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

■ 公 表 資 料 ■

- 「(仮称)滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」要綱案
- (参考)児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- (参考)児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の人員、設備および運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)

1. ご意見・情報の募集期間

平成24年(2012年)9月20日(木)～10月19日(金)まで

2. 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、障害福祉課、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3. ご意見・情報の提出方法

- (1)郵 送 〒520-8577(住所の記載は不要)
滋賀県健康福祉部障害福祉課
- (2)ファックス 077-528-4853
- (3)電子メール ec00@pref.shiga.lg.jp

4. 提出・お問い合わせ先

滋賀県健康福祉部障害福祉課 企画調整担当
電 話 077-528-3541(直通)
ファックス 077-528-4853

5. その他

- (1)ご意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。(ご意見・情報以外の内容は、公表しません)
- (2)ご意見・情報は、日本語で提出して下さい。
- (3)電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。

(仮称)滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の
人員、設備および運営に関する基準を定める条例要綱案

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立による児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正により、これまで国が一律に省令(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の人員、設備および運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号))で定めていた基準を踏まえ条例で定めることに伴い、(仮称)滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例を制定します。(施行予定日:平成25年4月1日)

2 (仮称)滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の制定内容(案)

(1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となるのは、障害児通所支援の事業です。

(2) 県条例独自の規定

ア 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

(3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

滋賀県医療法施行条例要綱案について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)の施行により、医療法(昭和23年法律第205号)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「医療法施行規則」(昭和23年厚生省令第50号))で定めていた病院および診療所の申請に係る病床数の補正、従業員数、施設について、地方公共団体が条例を制定するものです。

つきましては、条例の制定内容について、多くの県民のみなさまからのご意見・情報を募集しますので、下記によりご意見・情報をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、整理した上で公表することとしております。個々のご意見・情報は直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承をお願いします。

■ 公 表 資 料 ■

- 滋賀県医療法施行条例案要綱
- 滋賀県医療法施行条例(案)

1. ご意見・情報の募集期間
平成24年(2012年)9月20日(木)～10月19日(金)まで
2. 公表の方法
滋賀県ホームページに掲載のほか、医務薬務課、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーに資料を備え付けます。
3. ご意見・情報の提出方法
(1)郵 送 〒520-8577(住所の記載は不要)
滋賀県健康福祉部医務薬務課
(2)ファックス 077-528-4859
(3)電子メール eh000@pref.shiga.lg.jp
4. 提出・お問い合わせ先
滋賀県健康福祉部医務薬務課医療整備担当
電 話 077-528-3632(直通)
ファックス 077-528-4859
5. その他
(1)ご意見・情報を提出いただく様式は特に決めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。(ご意見・情報以外の内容は、公表しません)
(2)ご意見・情報は、日本語で提出して下さい。
(3)電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。

(仮称)「滋賀県医療法施行条例」要綱案

1. 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)の施行により、医療法(昭和23年法律第205号)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「医療法施行規則」(昭和23年厚生省令第50号))で定めていた病院および診療所の許可の申請に係る病床数の補正、従業員数(医師、歯科医師を除く)、施設について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を定めるものです。(施行予定日:平成25年4月1日)

2. (仮称)「滋賀県医療法施行条例」の制定内容(要)

(1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、医療法に基づく病院および診療所です。

(2) 条例制定の考え方

滋賀県の実情を考慮すると国と異なる基準を定める状態ではないと判断しましたので、医療法施行規則に記載されている内容のとおり条例化することとします。

なお、現在、医療法施行規則に基づき、許可・指導等を実施しており、現行の基準等をそのまま条例で定めても、病院および診療所に新たな負担を課すものではありません。

(仮称)滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に
関する基準を定める条例要綱案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)の施行により、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部が改正され、これまで国が一律に省令(児童福祉施設の設置及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号))で定めていた児童福祉施設の設備および運営に関する基準について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

つきましては、条例の制定内容について、多くの県民のみなさまからのご意見・情報を募集しますので、下記によりご意見・情報をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、整理した上で公表することとしております。個々のご意見・情報は直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

■ 公 表 資 料 ■

- 「(仮称)滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例」要綱案
- (参考)児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- (参考)児童福祉施設の設置及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)

1. ご意見・情報の募集期間

平成24年(2012年)9月20日(木)～10月19日(金)まで

2. 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、子ども・青少年局、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3. ご意見・情報の提出方法

- (1)郵 送 〒520-8577(住所の記載は不要)
滋賀県健康福祉部子ども・青少年局
- (2)ファックス 077-528-3553
- (3)電子メール em00@pref.shiga.lg.jp

4. 提出・お問い合わせ先

滋賀県健康福祉部子ども・青少年局 子育て・青少年育成チーム
電 話 077-528-3553(直通)
ファックス 077-528-4854

5. その他

- (1)ご意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。(ご意見・情報以外の内容は、公表しません)
- (2)ご意見・情報は、日本語で提出して下さい。
- (3)電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。

(仮称)「滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例」要綱案

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)の施行により、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部が改正され、これまで国が一律に省令(児童福祉施設の設置及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「国基準」という。))で定めていた児童福祉施設の設備および運営に関する基準について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。(施行予定日:平成25年4月1日)

2 (仮称)「滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例」の制定内容(要)

(1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、児童福祉法に基づく「助産施設」、「乳児院」、「母子生活支援施設」、「保育所」、「児童厚生施設」、「児童養護施設」、「福祉型障害児入所施設」、「医療型障害児入所施設」、「福祉型児童発達支援センター」、「医療型児童発達支援センター」、「情緒障害児短期治療施設」、「児童自立支援施設」、「児童家庭支援センター」です。

※大津市(中核市)の監督に属する助産施設、母子生活支援施設、保育所を除きます。

(2) 県条例独自の規定

① 児童福祉施設の共通事項

ア 設置者の責務として、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保することを規定します。

県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により施設における責任体制を明確にするとともに、職員に対する研修の実施について、設置者の責務として規定することとします。

イ 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることとを規定します。

県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

②乳児院、保育所および児童養護施設の独自規定

ア 職員の配置について、施設の設置者が、乳幼児の心身の健全な発達のため、基準を超えて、乳幼児の保護に直接従事する職員を配置するよう努めることを規定します。

県の考え方

施設の職員の配置基準は、国基準に従い、乳児院、保育所および児童養護施設の乳幼児数に応じた配置基準としますが、乳幼児の心身の健全な発達のため、基準を超えた職員の配置に努めることを、施設の設置者の努力義務として規定することとします。

(3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

(仮称)滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備および運営に
関する基準を定める条例要綱案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の施行により、社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部が改正され、これまで国が一律に省令(婦人保護施設の設備および運営に関する基準(平成14年3月27日厚生労働省令第49号))で定めていた婦人保護施設の設備および運営に関する基準について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

つきましては、条例の制定内容について、多くの県民のみなさまからのご意見・情報を募集しますので、下記によりご意見・情報をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、整理した上で公表することとしております。個々のご意見・情報は直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

■ 公 表 資 料 ■

- 「(仮称)滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例」要綱案
- (参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- (参考)婦人保護施設の設置及び運営に関する基準(平成14年3月27日厚生労働省令第49号)

1. ご意見・情報の募集期間

平成24年(2012年)9月20日(木)～10月19日(金)まで

2. 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、子ども・青少年局、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3. ご意見・情報の提出方法

- (1)郵 送 〒520-8577(住所の記載は不要)
滋賀県健康福祉部子ども・青少年局
- (2)ファックス 077-528-3556
- (3)電子メール em00@pref.shiga.lg.jp

4. 提出・お問い合わせ先

滋賀県健康福祉部子ども・青少年局 虐待・非行防止対策チーム
電 話 077-528-3556(直通)
ファックス 077-528-4854

5. その他

- (1)ご意見・情報を提出いただく様式は特に決めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。(ご意見・情報以外の内容は、公表しません)
- (2)ご意見・情報は、日本語で提出して下さい。
- (3)電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。

(仮称) 滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例要綱案

1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）の施行により、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部が改正され、これまで国が一律に省令（婦人保護施設の設備および運営に関する基準（平成 14 年 3 月 27 日厚生労働省令第 49 号。以下「国基準」という。））で定めていた婦人保護施設の設備および運営に関する基準について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

（施行予定日：平成 25 年 4 月 1 日）

2. (仮称) 滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例の制定内容 (案)

(1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、社会福祉法に基づく婦人保護施設です。

※大津市（中核市）の所管に属する婦人保護施設は除きます。

(2) 県条例独自の規定

ア 設置者の責務として、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保することを規定します。

県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により施設における責任体制を明確にするとともに、職員に対する研修の実施について、設置者の責務として規定することとします。

イ 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることとを規定します。

県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

(3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。